（消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービスの一部改正）

第三条　消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改め、「その例による場合」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合」を加える。

（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの等の一部改正）

第四条　次に掲げる告示の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

一　医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）第七条第十号及び第十一号

二　医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第五条第三号

三　雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）第六号

附　則

この告示は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町馬原字兜石三四八七の一、三四八七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字夫婦石五五五〇、五五五一の一、五五五二から五五五六まで、五五五八（次の図に示す部分に限る。）、五五六一、五五六二・五五六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字古穴五六七八の一から五六七八の五まで、五六七八の一二、五六七八の一三、五六七九、字日掛五六八〇の一、五六八〇の二、字ヲク畑六一〇五、六一〇六の一、字古穴シリ六一〇八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日掛五六八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字戸上字上ノ畑一の一、一の二、二の一、三の一から三の三まで、四、五の一、六の一、七、八の一、八の二、九、一〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町柚木字石ノ内二五八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字岡川字大三尾下八四二、大字口戸字平ノ山一四五八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字高瀬字熊ノ坪三一二一、三一二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備